令和2年度定例会9月議会 議決議案と各議員の賛否の状況

…賛成、×…反対、欠…欠席、退…退席、除…除斥 会派名:自民党…墨田区議会自由民主党・令和、公明党…墨田区議会公明党、共産党…日本共産党墨田区議会議員団、立憲墨…立憲民主党墨田区議団、きずな…地域連合「すみだの絆」、墨立憲…墨田区議会立憲民主党、墨田オ…墨田オンブズマン、新すみ…新しいすみだ、無所属…無所属

_			云派石: 日氏克…雪	墨田区議会自由民主党·令和、公明党墨田区議会公明党、共産党日本共産党墨田区i	表云藏貝凹	、	业恵日	大土兄皇	季田区 語	我凹、さ	₹9 仏 ¹	吧哦理ì	∃'9 か!	たの紅	、季工		口亾硪云	小恵に	大土兄、弘	空田刁								属…無所属
	_						1	2 3 山 た	- 坂	かり	6 7 坂 た サ か						15 16 加 は		高し		あ	22 2: と 福	樋			1		は高
議員名等				付託委員会	議決結果	こ う	ひ な れ	が つ で E あ	だ	カリの	あき	出ちしゅう	ノエ	清	もむら緑	^膝 だ ー 福	宣宣	正 慎	康	き み	3	敏	ŧ	ۧ	おこし勝広		が り り り り し と む ま う こ り と む	
	議案等概要						H	+	+					\vdash		+	_			+			+	+		++		++
	211	番号	件名	内容			自民党	姓 片	自民党党	党	党 党	悪墨	悪 川墨 属	み	党 党	党	自 民 明 党	党党	党党	当古	憲	性 片	党党	党党	党党	公 明 党 党	ァ 党 な	共 共 走 定 党 党
			令和2年度墨田区一般会計補正予算	歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,205,725千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ157,960,625千円とするもの。	企画総務	可決		×							×					0		×	=			() C) × ×
		第19号	令和2年度墨田区国民健康保険特別会 計補正予算	歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,900千円を追加し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ26,291,900千円とするもの。	区民福祉	可決		×							×					×		×	一味			(20) × ×
		第20号		が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改められることに伴い、所要の規定整備をするもの。	企画総務	可決																	長					
		第21号	墨田区行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する 条例の一部を改正する条例	区民の利便性の向上、行政運営の効率化、行政手続の簡素化等を図るため、区長が行う事務において個人番号を利用する事務を追加し、庁内における特定個人情報の利用範囲を拡大するもの。	企画総務	可決		×							×					×		×	の			(э o) x x
		第22号	墨田区行政財産使用料条例の一部を改 正する条例	. 地方税法の一部改正により、地方税の延滞金に係る割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改められることに伴い、所要の規定整備をするもの。	企画総務	可決																	め					
		第23号	墨田区国民健康保険条例の一部を改正 する条例	地方税法の一部改正により、地方税の延滞金に係る割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改められることに伴い、所要の規定整備をするもの。	区民福祉	可決																	採					
		第24号	墨田区後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例	地方税法の一部改正により、地方税の延滞金に係る割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改められることに伴い、所要の規定整備をするもの。	惟址	可決																	決					
区長提出議案	条 例	第25号	墨田区介護保険条例の一部を改正する 条例	地方税法の一部改正により、地方税の延滞金に係る割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改められることに伴い、所要の規定整備をするもの。	区民福祉	可決																	に					
		第26号	墨田区地域集会所の管理運営に関する 条例の一部を改正する条例	地域集会所の料金体系の見直しに伴い、利用料金の上限額等を改めるとともに、東あずま公園集会所の管理を指定管理者に行わせるほか、地域集会所の施設を学童クラブに利用することができるよう、所要の改正をするもの。	地域 産業 都市	可決																	は					
		第27号	墨田区廃棄物の減量及び処理に関する 条例の一部を改正する条例	地方税法の一部改正により、地方税の延滞金に係る割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改められることに伴い、所要の規定整備をするもの。	地域 産業 都市	可決																	加					
		第28号	墨田区保育所条例の一部を改正する条 例	墨田区立川保育園の改修工事の実施に伴い、当該工事期間に おける同園の位置を仮園舎を設置する位置とするもの。	子ども 文教	可決																	わ					
		第29号	墨田区子育てひろば条例等の一部を改 正する条例	文花子育てひろばの新施設の供用を開始することに伴い、同ひろばの施設の位置を改めるほか、同ひろばのイベントルームを利用するための必要な手続を定めるもの。	子ども 文教	可決																	IJ					
		第30号		都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補 償に関する条例の一部改正を踏まえ、介護補償額を改定するほか、所要の規定整備をするもの。	子ども 文教	可決																	ま					
	契 _	第31号	庁舎リニューアルプランに基づ〈エレベーター更新工事請負契約	- 庁舎リニューアルプランに基づ〈エレベーター更新工事を施行するもの。	企画 総務	可決																	せ		$oldsymbol{\perp}$			
		第32号	曳舟文化センター大規模改修工事請負契約	曳舟文化センター大規模改修工事を施行するもの。	企画 総務	可決																				\coprod		
	その他	第33号	曳舟文化センターの指定管理者の指定 について	曳舟文化センターの指定管理者を指定するもの。	地域 産業 都市	可決		×							×							×	h					×

令和2年度定例会9月議会 議決議案と各議員の賛否の状況

…賛成、×…反対、欠…欠席、退…退席、除…除斥 会派名:自民党…墨田区議会自由民主党・令和、公明党…墨田区議会公明党、共産党…日本共産党墨田区議会議員団、立憲墨…立憲民主党墨田区議団、きずな…地域連合「すみだの絆」、墨立憲…墨田区議会立憲民主党、墨田オ…墨田オンブズマン、新すみ…新いりすみだ、無所属…無所属

_			Z//K G · G 10/0 ±	5出区議会自田氏王克·令机、公明克墨出区議会公明克、共産克日本共産克墨出区議	KARKEI.	立心王 ·		<u></u>		х — С	, , , , , , , ,	- 0	<u> </u>				_								いすみた			
`	<u></u>	_					1	2 3	3 4	5 (6 7	8	9 10	11 1	12 13	14 1	5 16	17 1	8 19	20	21 22	23	24 25	26 2	7 28	29 3	31	32
							藤	山た	- 坂	かは	反た	中	渋堀	井	あ佐								樋沖	田木	お	加田	は	高
議員名等						± ±	崎 ·	下 き	t 井 ざ ひ	んだし	が は し	材あ	田より	上。	さ の 藤	も む 郡	ねだ	も	橋 の	瀬	べし	田	ПЩ	中内	おこ	納中		柳
				付託委員会	議決結果	う	ひ れる 1	である。	す な 2	ユカコ	き ひ	しゅっ				福			康		る 3	サス	邦	勝	\#- +r	ک د	東	
			議署	紧 等概要	会	本	ਟੇ (か E	i 8	<i>හ</i> -	<u>ا</u> د	5	うき		夫 馬	級が	1 17	子 木	列義	10		か	郎仁	久 / 清	リム	進世	1 e	彦
							自民党	共 自 民 党 党	自民党	自民党	自 公明党	立憲	立無所属	新する	共 自 民 党	自民党	公明党	公明問	公明党	墨田力	墨共金	自民党	自 自 民 党	自民党	公明党	公明す	共産党	共産党
Ŧ	別	番号	件名	内容			,	,6 ,1		76 7	,6 ,6		<u> </u>	<u> </u>	,6 ,6	70 70	, , ,	76 7	0 70		,E. 70		70 70	70 70		70 .6	`	
	人事	第34号	墨田区教育委員会委員任命の同意について	令和2年9月30日をもって任期満了となる教育委員会委員の後 任者を任命するもの。		同意	j	艮				×	×	ì	艮						退		議				退	退
議員提	人事	第3号	員補欠選挙における候補者の推薦につ	東京都後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙における候補者を推薦するもの。		可決														×			のた			除 ×	:	
出議案	人事 意見書	第4号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の	の継続に関する意見書		可決																	め 採 決					
請		第5号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置 の継続に関する陳情 外1件	下記事項について、東京都に対し、意見書を提出して〈ださい。 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和3年度以後も継続すること。 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2 割減額する減免措置を、令和3年度以後も継続すること。 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、令和3年度以後も継続すること。 継続すること。	区民福祉	採択																	には加わりません					